

長期休業の短縮による授業時間数の確保について

小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、新学習指導要領が完全実施となります。各学校では、授業時間数を確保し、新学習指導要領に即して子どもたちに「確かな学力」を身に付けさせるため、学校行事の見直しや短時間の学習タイムの活用など、様々な工夫を行っていますが、市全体の取組としても授業時間を確保する必要があります。子ども1人1人の力を伸ばす教育を実現するため、令和2年度については、下記に示す内容を試行します。

1 実施内容 長期休業の短縮により授業日を設定する。(試行)

- (1)対象校種 小学校、中学校、特別支援学校
- (2)内 容
- ・夏季休業日のうち2日、冬季休業日のうち1日を、授業日として設定する。(合わせて3日の授業数を確保する。)
 - ・令和2年7月21日(火)、7月22日(水)、12月25日(金)を授業日として設定。
(夏季休業日を2日、冬季休業日を1日短縮する。)
 - ・令和2年度1学期終業式 7月22日(水)
2学期終業式 12月25日(金)

2 令和3年度以降の実施

令和2年度の授業日の設定や授業時間数の状況を踏まえて、検討する。

問い合わせ先 三木市教育委員会教育振興部学校教育課
電話 0794-82-2000 (内線 3521)